



自転車で危険な運転していませんか？

守ろう交通ルール

なくそう自転車の交通事故

歩道通行



信号無視

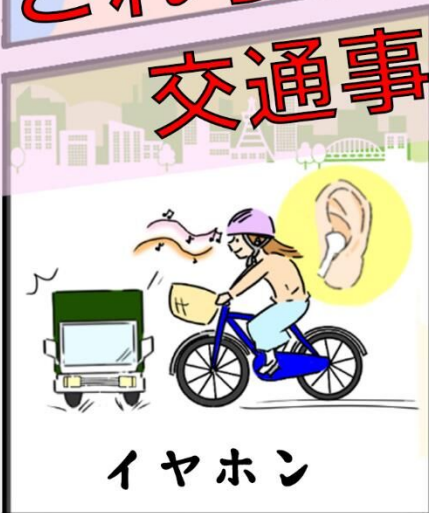


一時不停止



これらの危険な運転や違反行為は
交通事故の原因になります！

イヤホン



携帯電話を保持しながら



並進



交通事故につながる危険な運転行為や
警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合は…

自転車の交通事故を防ぐために、交通反則通告制度（青切符）が適用されます！

「自転車は車の仲間」です。自転車安全利用五則などの基本的な交通ルールを守ることが大切です。

制度の詳細は、チラシの裏面または右の二次元バーコードをチェック▶▶▶

県警 HP



交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※ 原則は指導警告

検挙の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合 ● 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

～ 交通違反として検挙された後の流れ～

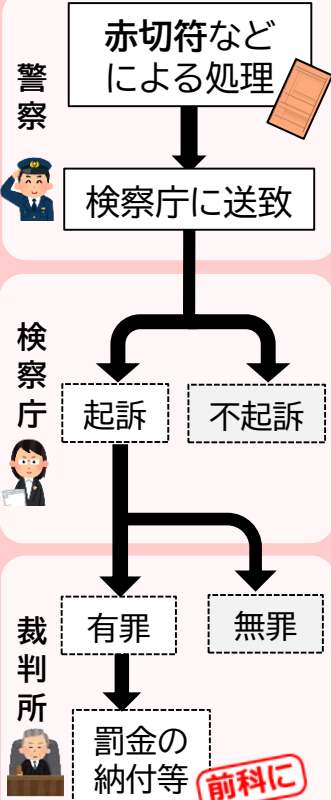
手続が
変更!!



導入前

全ての違反行為

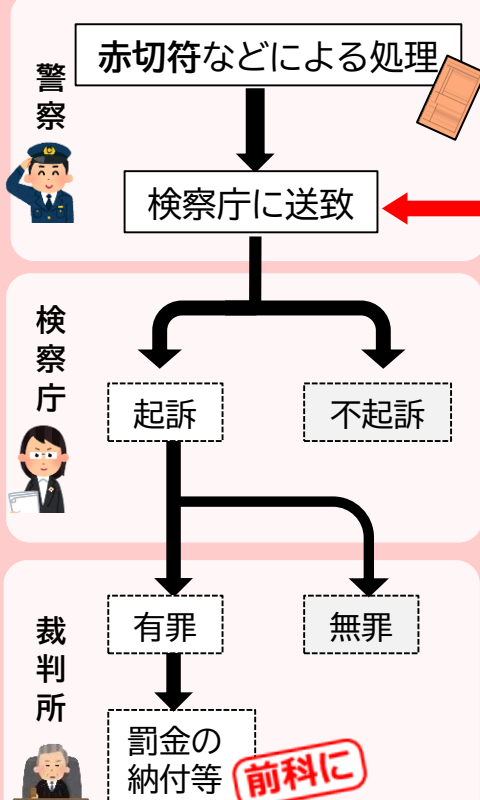
刑事手続



導入後(令和8年4月1日以降)

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

刑事手続



反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

交通反則通告制度

